

どっとり 土地改良だより



発行
みどり
水土里ネットとっとり

鳥取県土地改良事業団体連合会

TEL (0857) 38-9500 FAX (0857) 38-9577

<http://www.totirengonet.or.jp>

印刷所 日ノ丸印刷株式会社



農用地を活用したコスモス畠

目

○農業農村の振興施策に関する説明会・意見交換会 2

○「鳥取県水土里情報活用推進協議会総会」を開催 3

○「平成28年度鳥取県土地改良区等役職員研修会（第1回）」を開催 4

○土地改良区体制強化事業財務・会計実践向上研修を開催 5

○平成28年度「東部土地改良事業推進協議会」事業研修開催 6～7

○非補助農業基盤整備資金（日本政策金融公庫）について 7

○「平成28年度換地関係異議紛争処理実務研修会」を開催 8

○水土里ネットとっとり2016「知っておきたい基礎知識・情報」講座

地形地質に関する技術研修会を開催 9

○平成28年度 インターンシップ 10

次

[インフォメーション]

○水利施設、揚水機場の補修は、計画的にできる

土地改良施設維持管理適正化事業を活用しましょう 11

○美しく豊かなむらづくり大会2016 12

農業農村の振興施策に関する説明会・意見交換会

平成29年度農業農村の振興施策に関する説明会・意見交換会（キャラバン）が県、市町村、土地改良区、関係団体（総勢96名）の参加のもと、平成28年10月12日（水）に鳥取県庁に於いて開催されました。

本省からは清野室長（整備部水資源課農業用水対策室）、吉田課長補佐（整備部設計課）、吉村課長補佐（農村政策部都市交流課）をはじめとし、中国四国農政局から7名が出席されました。

冒頭に、鳥取県農林水産部 安養寺次長、清野室長の挨拶の後、第1部の「中山間地域対策等及び農業農村整備事業等の説明」がありました。質疑応答では、「農地中間管理事業の協力金が減額されては農地集積に支障を来す。」また、「平成28年度は、中山間地域等直接支払制度の推進交付金が減額されており、推進指導に支障が出ている。」などの意見が出されました。



第1部 説明会の様子



第2部 意見交換会の様子

次に、第2部では石田倉吉市長、吉田八頭町長、坂本南部町長など各推進協議会、関係団体の役員、土地改良区の理事長（28名）が参加し、「農業農村整備等の意見交換」が行われました。

参加者の主な意見としては、「現在でも対策は講じられているが、施設の老朽化対策、鳥獣害対策の更なる支援をされたい」「農業・農村の活性化には産業政策だけでなく、地域・環境政策の面からも支援が必要である」また、「現状を踏まえた土地改良区が取り組みやすい土地改良制度の適切な改正をされたい」や「農作業の機械化に向けて研究開発をお願いしたい。」など農業農村整備全般について活発な意見交換が行われました。

【農業農村整備事業の平成29年度概算要求】

	28年度 当初予算額	29年度 要求・要望額	対前年度比
農業農村整備事業	2,962	3,555	120.0%
農山漁村地域整備交付金 (農業農村整備分)	735	882	120.0%
農地耕作条件改善事業（非公共）	123	147	120.0%
計	3,820	4,584	120.0%

「鳥取県水土里情報活用推進協議会総会」を開催

9月27日（火）に「鳥取県土地改良会館」において、約40名の出席のうえ、「鳥取県水土里情報活用推進協議会総会」を開催しました。

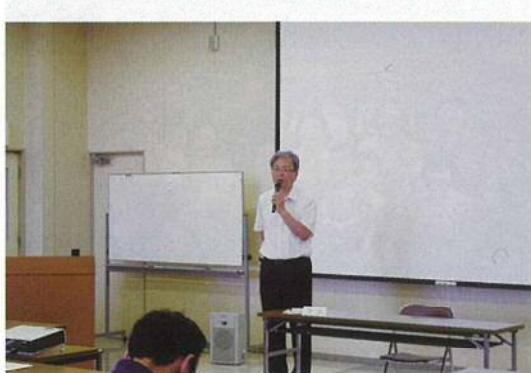
総会では、最初に鳥取県水土里情報活用推進協議会 中村会長が「会員の皆さんと水土里情報の利活用について、協議会総会の場で、一緒に考えていき、必要があれば国へ要望活動なども行っていきたい。」と挨拶されました。次に、中村会長が議長となり議案について審議され、満場一致で原案どおり承認されました。

承認された議案は次のとおりです。

議案第1号 鳥取県水土里情報活用推進協議会規約の改正

〔主な改正点〕

- ・（事業）を削除し、（目的）に「運用や啓発普及」を追記
- ・（役員）で幹事を廃止。副会長に鳥取県農林水産部農地・水保全課課長を記載
- ・（総会）の議決に、「水土里情報成果運用規程の改正」を追記
- ・（その他）「水土里情報成果の運用に関して、水土里情報成果運用規程を別に定める。」を追記



中村会長の挨拶



增高申請書類作成システムの説明

情報提供として、県土連から、水土里情報の事業経緯、成果の内容、主に農地筆の更新状況等の説明がありました。

次に、水土里情報成果の利活用について、水土里情報活用ニュース・レター（各県の利活用事例）、災害復旧事務支援（增高申請書類作成システム記帳 MEN-Red）を紹介しながら、積極的な活用を促しました。

会員である農業会議からは、農地ナビのフェーズ2への移行が平成29年度を目標としていること。また、担い手育成機構からは「水土里情報と農地ナビの地図情報があるが、農地ナビは小回りがきかないでの、今は使い勝手が悪い。また、農地ナビを本格的に利用することになれば、水土里情報の利用料に補助金を充当できなくなる。」という、現場担当者からの切実な声がありました。

今後、水土里情報と農地ナビの使い分け、活用方法を早急に整理していかないといけないと考えています。

「平成28年度鳥取県土地改良区等役職員研修会(第1回)」を開催

9月1日（木）「新日本海新聞社中部ホール」（倉吉市）にて、平成28年度鳥取県土地改良区等役職員研修会（第1回）を開催しました。当日は、土地改良区の役職員など107名の参加がありました。

開会にあたり、水土里ネットとつとり中村常務理事が、挨拶と併せて「土地改良区は、公法人であり、市町村と同様な責任、権限をもっている団体である。中間管理事業をはじめ、地域農業のため活躍してほしい。」などと挨拶されました。

講義では、最初に伊藤指導官から、「土地改良区で組合員から不服申立てがあった場合、審理員に土地改良区の職員がならないといけないが、場合によっては、理事、監事を指名することも可能」という説明でした。

次の講義では、福井指導員が、「不祥事を防止するためには、コンプライアンス（法令・社会規範・倫理を遵守）の意識を常に持つことが必要です。」と言われました。また、俵課長からは、土地改良区の役割・意義と併せて、農地中間管理事業との関わりについて話をされました。

最後に、鳥取ずいせん生産組合平木代表から「今後について、有機農産物を多くの消費者の方に知って頂く。新規就農者の受け皿になる。等を目指し、らくらく（楽しい）農業であります」と講演頂きました。

なお、第2回の開催については、平成29年2月頃を予定しておりますので、その際には多数参加頂きますようよろしくお願いします。



研修会の様子



平木代表（左から2番目の女性）

【カリキュラム】

時 間	講 義 内 容	講 師
13：00～13：10	開会挨拶	水土里ネットとつとり 常務理事 中村 均
13：10～13：45	改正行政不服審査法の施行に伴う土地 改良区の留意点等について	中国四国農政局土地改良管理課 土地改良指導官 伊藤 秀之
13：45～14：05	民間企業の不祥事から学ぶ組織運営	鳥取県管理指導センター 相談指導員 福井 晃
14：05～14：45	農地中間管理事業を活用した基盤整備 について	鳥取県農地・水保全課 課長 俵 俊一
14：45～15：00	休憩	
15：00～16：30	らくらく農業と有機の輪 <県内初の有機JAS（農産物の品質 保証規格）取得>	鳥取ずいせん生産組合（鳥取市） 代表 平木 ひとみ
16：30	閉会	

土地改良区体制強化事業財務・会計実践向上研修を開催

8月3日（水）鳥取県中部総合事務所B棟3階第301会議室において、土地改良区体制強化事業財務・会計実践向上研修を開催しました。土地改良区事務職員及び鳥取県管理担当職員33名が、本研修を受講されました。本研修は、7月27日（水）開催の土地改良区体制強化事業複式簿記促進研修で複式簿記の基礎的な知識を学んで頂いた上で、引き続き本研修を受けて頂いたものです。

午前の研修では、最初に、モデル改良区の決算書を配布し、単式簿記の科目が複式簿記の科目の何に該当するか、考えて頂きました。その後、正解を発表し、解説を行いました。午後からは、パソコンを使って「土地改良区決算書変換ソフト」（複式簿記の補完的導入：少なくとも期末に一括して財務諸表を作成）の実習を行って頂きました。

今後、各改良区の決算書に向かって頂いたときに、いろいろとわからないことが出てくるのではと思われます。その時は、水土里ネットとっとりまで、お気軽にお問合せ下さい。

なお、「土地改良区決算書変換ソフト」を利用されたい土地改良区がありましたら、ご連絡お願いします。（修正版が全土連より届いていますので、あらためて送付致します。）



講師による複式簿記科目の解説



パソコンを使った実習

【日程表】

月日	時間	講義内容	講 師
	11:00～11:05	開会挨拶	水土里ネットとっとり
	11:05～12:00	土地改良区会計における 会計帳簿等について	水土里ネットとっとり 総務課 山崎恭子
8/3	12:00～13:00	休憩	
	13:00～15:25	決算書変換ソフトについて 実習	水土里ネットとっとり 企画課 坂本親雄
	15:25～15:30	閉会	水土里ネットとっとり

平成28年度 「東部土地改良事業推進協議会」事業研修開催

10月4日(火)～5日(水)に、東部土地改良事業推進協議会が伊賀の里モクモク手づくりファーム（三重県伊賀市）、立梅用水土地改良区（三重県多気郡多気町）へ事業研修を行いました。参加者は、協議会会長である榎本岩美町長をはじめとし、土地改良区役員、県土連の総勢19名でした。

初日の伊賀の里モクモク手づくりファームは、農事組合法人伊賀の里モクモク手づくりファーム運営の農業公園です。

昼食の後、広報担当者から園内の施設について説明を聞き、その後、設立時のメンバーだった松尾社長より、お話を聞きました。その中で、設立当初は、手づくりのハムを販売されていたようですが、知名度が全くなかった。他社が作っていない商品を開発して、新聞、雑誌などで記事にしてもらうような広報活動した。（例えば、バレンタインの時期にあわせて、豚の心臓を使った商品を開発し販売など）また、モクモク手づくりファームに足を運んでもらうため、会員を募り、入会金2千円で500円の入場券10枚の配布を始められたそうです。これにより、会員以外の方もたくさん来られることにつながったようです。

現在は、地域の農家にお願いして、特別栽培米を作って頂き、ネット通販等で販売しています。また、大豆を作付して、豆腐、みそに加工して販売もされ、地域農業にも大変貢献されています。



モクモク手づくりファーム



松尾社長のお話

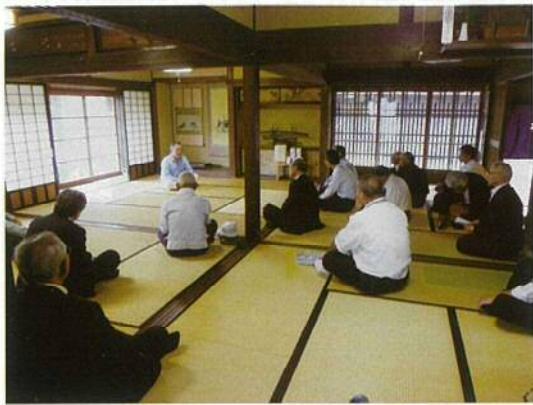
二日目の立梅用水土地改良区では、最初に高橋事務局長から立梅用水の建設に尽力した西村彦左衛門の話を聞きしました。西村彦左衛門は、酒屋を営んでいたようですが、用水建設のため私財をなげうったそうですが、それでも足りず、お殿様に何年間もお願いされ、やっと完成できたそうです。

次に、土地改良区が事務局をされている多気町勢和地域資源保全・活用協議会の活動について、説明を受けました。

活動内容としては、土地改良区の存在意義を地域住民へ周知するために、平成5年度より実施している「あじさいいっぱい運動」などの農村環境保全活動、休耕田を利用した景観形成活動などの多面的機能の増進を図る活動、女性が中心となって実施されている地域資源の活用です。



なお、地域資源の活用では、①コミュニティスクールの推進（保育園、小学校、中学校）②遊休農地の活用（ゆず、ごま、まめ、そば）③小水力発電の利用と地域活性化を行っています。



西村彦左衛門生家にて



高橋事務局長のお話

今後は、西村彦左衛門生家=『小さな拠点』を利用して、「勢和地域（旧勢和村）の農業・農村の活性化および地域住民と協力して、地域にある資源を活用した町づくりを進めていく」とされています。

■非補助農業基盤整備資金（日本政策金融公庫）について

非補助農業基盤整備資金は、土地改良区等が国からの補助を受けないで、かんがい排水やほ場整備、施設の補修・更新などの事業に取組み、農業生産基盤の保全管理・整備の推進を図る場合、日本政策金融公庫等が農家負担の軽減を目的に、土地改良区等に対し長期・低利で融資する資金です。

なお、農業集落排水など農村生活環境の整備や国の補助対象ではない県又は市町村単独による補助事業についても、融資の対象となります。

（融資の条件等）

■貸付対象者

土地改良区、土地改良区連合（事業主体となる場合に限る。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む方、農業振興法人、5割法人・団体（農業集落排水事業の実施に限る。）

■貸付限度額

複数年にわたる事業の場合、各年度とも土地改良区が当該年度に負担する額までとなっています。（ただし、融資1件当たりの最低額は50万円となっています。）

■貸付利率

貸付金利は金融情勢により変動しますので、直近の利率は最寄りの日本政策金融公庫鳥取支店（農林水産事業）にお問い合わせ下さい。

■償還期限

最長25年（据置期間10年以内を含む。）事業内容に応じて設定出来ます。

■融資対象事業

かんがい排水、畑地かんがい、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、索道、畦畔整備、農地造成、防災、農地保全、維持管理、農業集落排水、飲雑用水、土地改良事業の一環として発電施設を設置する事業など。

「平成28年度

換地関係異議紛争処理実務研修会」を開催

9月15日（木）～16日（金）の両日にわたり、中国四国ブロック「平成28年度換地関係異議紛争処理実務研修会」が、愛媛県松山市に於いて開催されました。

この研修会は、換地に関する異議紛争の早期解決及び未然防止によるほ場整備事業等の円滑な推進を目的として、開催されています。

研修会では、換地関係異議紛争事例検討として、事例発表等が行われました。



なお、協議・検討された主な事例は以下のとおりです。

事例① 事業参加者であるF氏は、工事前に行った換地計画原案に同意したが、工事後に行った一時利用地指定において、異議申立書が提出された。

まとめ 本事例は、換地計画原案決定後の地区変更により、ほ場の高さに影響を及ぼしたことが原因で、異議申立まで至ったケースである。地区変更により地区の一番高い場所が地区外となつたため、そこへ水を流すにはB川沿いのほ場の高さを上げる必要があった。F氏は原案変更について検討も行い理解もしていたが、ほ場高の変更に伴う法面についてはB川に含まれると考えていた。結果的にF氏が異議申立を取り下げ本件は決着を見たが、地区変更に伴うほ場高の変更など平面的に解りにくい事で条件が悪くなる場合は、早めに関係者へ充分な説明をし理解を得る必要があると思われる。その後は、全地区において換地設計基準の中に工事後の土地の境界基準の項目を記載し、併せて境界の断面図を添付することで地権者への周知を行っている。

事例② 事業計画に基づき区画整理事業により新設道路を創設したが、工事の都合上、一部残地が生じた。残地の従前の所有権者A氏（B氏の親族）は、非農用地により不施工であり、分筆され地区外になるものと考え、事業途中に残地の一部に石碑を建立した。A氏、A氏の娘と娘婿より、残地の所有権はA氏にあり、B氏の土地になるのは納得出来ないと意思表示があった。

まとめ 工事の都合上の僅かな残地について、事業計画の変更を行い地区外として処理するか、或いは適当な農家へ配分又は施設用地とするなど、工事後、速やかに判断し地権者等と協議し処理する必要があった。本事例の場合、創設道路と残地の高低差はあまりないので実施設計において残地面積等を十分に把握できたものと思われ、工事前に事前協議できたのでないかと思われる。工事と換地事務との一層の連携が望まれる。

水土里ネットとつとり2016 「知つておきたい基礎知識・情報」講座 地形地質に関する技術研修会を開催

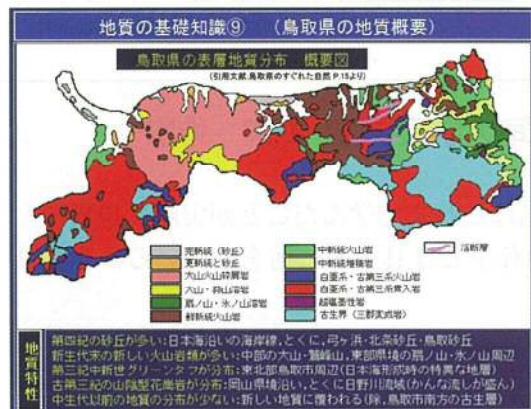
水土里ネットとつとりは、今年度から人材育成のための技術研修として、「知つておきたい基礎知識・情報」講座を年間10回程度開催することにしております。

近年、災害が各地であり、土砂崩壊による甚大な豪雨被害が発生していますが、そのメカニズムや発生予知・防止に必要な専門知識の基礎を知ることは、今後の防災・減災に対して、重要なことから、先般10月11日(火)に「地形地質に基づく地すべり・危険斜面の見方」をテーマに、第8回講座を開催しました。

講師は、地質に詳しい田中元(はじめ)氏(復建調査設計株式会社技術部長、理学博士、技術士)をお迎えし、地形・地質の基礎知識について研修しました。

最初に、木村会長より「地形地質等の知識を習得し、実際に現場で判断ができるようになつてほしい。また、最近多発している鳥取県内の地震について心配している」との挨拶がありました。

研修会では、前半には地形地質に係る専門用語の説明や、近年の土砂災害の例が紹介され、後半では、事例をもとに地すべりの予知や対処工法等の説明がありました。



最後に、鳥取県東部の直下型地震について、田中講師から「近年のGPS観測記録から、鳥取県東部から西部にかけてひずみが蓄積されている状況がわかっており、日本海のなりたちに関する知見からも、地震発生の危険は大きくなってきていたと思われ、備えを怠らないようにしてほしい」との話がありました。



平成28年度 インターンシップ

鳥取大学農学部3年武美伸宗さんが、「農業土木分野に必要な基礎的知識の見聞と修得」をテーマに、平成28年9月5日から平成28年9月16日の間、インターンシップで本会に来られ研修されました。

本会での研修内容は、地籍調査の資料整理、測量の現地実習、集落排水処理施設の診断、土地改良施設の診断等でした。



樋門の定期診断



集落排水処理施設の診断

【インターンシップを終えて】

鳥取大学農学部 武美 伸宗

大学で農業土木の分野を学んで1年以上が経ち、私はこれまで学んだことが実際に現場でどのように活かされているのか、また、農業土木分野の仕事とは具体的に何をしているかを知りたいと考え、今回インターンシップを希望しました。

最初は、2週間は結構長いなと思っていましたが、今になってみるとあっという間でした。外での仕事が殆どを占めており、鳥取県内の農業土木系施設の調査が主でした。実習内容の所々、大学で学んだことも出てきましたが、殆どは初めて見聞きするもので、新鮮でした。また、作業を効率良くするために、もっと自分で考えて行動することや体力不足も感じました。知識・経験不足はもちろんですが、それ以外にも多くの課題が見つかりました。

このインターンシップで私は自らの課題やこれから学業、将来の仕事への姿勢を学ぶことができ、大きな収穫を得ることができました。

最後に、この2週間お世話になった方々に改めて感謝したいです。最初は緊張していた私を温かく迎え入れてくださったお蔭で、とても楽しい2週間でした。本当にありがとうございました。

※インターンシップ

インターンシップは、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度」です。鳥取大学では、「知と実践の融合」を教育の基本理念に掲げてインターンシップを推進しており、毎年、主に夏季休業期間中に1週間から1か月間、企業や官公庁において実施されています。

インフォメーション

水利施設、揚水機場の補修は、計画的にできる 土地改良施設維持管理適正化事業を活用しましょう

・採択要件

1地区 200万円以上（同一水系に限る）

土地改良区は、地区面積がおおむね300ヘクタール以上、又は職員1名以上の土地改良区とする
工種：揚水機場、ダム、頭首工、樋門、ため池、用排水路、畑かん施設、観測用及び通信通報用設備

・仕組みと補助率

事業費の一部（30%）を5年間に分けて積み立てし、実施年に整備（10%）

補助率は、国（30%）、県（30%）土地改良区等（40%）

実施例（5年間の予算例）

加入事業費	負担区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
200万円	実施年分			20万円		
	分 割 分	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円

土地改良区 80万円 $200\text{万円} \times 40\% = 80\text{万円}$

(12万円=事業費の30%÷5〔積立〕、20万円=事業費の10%〔自己資金〕)

注) 実施年度は、緊急度等に応じて5年間の内どこかで実施

・他事業との比較

事 業 名	客土、除磧、 土壤改良	湧水処理	水路浚渫	監視機器	防草コンクリート	末端かんかい施設	安全管理 施 設
土地改良施設維持管理適正化事業	×	×	○	○	○	×	○
しっかり守る農林基盤交付金	○	○	△	×	×	○	△※
農業基盤整備促進事業	○	○	△	×	×	○	×

※農作業時の安全対策に資するための整備が必要な場合

防草コンクリート：水路法面の草刈りなどの維持管理労力軽減のためのコンクリート被覆なども可能です。

安全管理施設：施設周辺のネットフェンス、ガードレールの設置が可能です。

(平成29年度概算要求では、3年サイクルで設置、補修（1地区当たり事業費100万円以上）ができるよう、要望されています。)

・その他

予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合、緊急整備補修として実施可能です。但し、実施するには、単年度に県、土地改良区等の負担額を用意することが必要になります。

美しく豊かな むらづくり大会2016

平成28年

11月30日 水

午後1時10分～午後4時30分

東伯郡 琴浦町「カウベルホール」

<展示>

「多面的機能支払（目地補修等）の展示」
 「農村の風景フォトコンテスト2016の入選作品」

<事例紹介>

「多面的機能支払活動の
 広域化を進めましょう」

農林水産省 中国四国農政局
 農地整備課 多面的機能支払推進室長
 江角 幸夫

<講演>

「国家戦略特区と地方創生」
 ~「農」が拓く 養父市の未来~
 兵庫県養父市長
 広瀬 栄



問合せ

鳥取県土地改良事業団体連合会 企画課

〒680-0911 鳥取市千代水4-37
 TEL 0857-38-9500
 FAX 0857-38-9577

主催：鳥取県土地改良事業団体連合会（水土里ネットとっとり）

共催：鳥取県農業農村整備事業推進協議会

後援：鳥取県、鳥取県農業会議、鳥取県農業農村づくり手販成機構、鳥取県農地・水・環境保全協議会、

新日本海新聞社、NHK鳥取放送局、BSS山陰放送、日本海テレビ、TSK山陰中央テレビ